

南砺市社会福祉協議会  
地域総合福祉推進事業(ケアネット事業)実施要綱

1 目的

本事業は、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域社会のつながり強化・見守り活動等の事業を支援することを目的とする。なお、南砺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）のケアネット活動コーディネーターは地域福祉活動を調整する役割を担う。

2 事業主体

実施主体は地域づくり協議会（以下「地づ協」という。）とする。

3 事業内容

I ケアネットチーム活動

ア ケアネットチームの編成

ケアネットチームは、概ね週一回、ケアネット活動区内に居住する支援を必要とする者に対し、個別の見守り支援活動等を実施する。

イ ケアネットチーム員の役割

チーム員は相互に連携し、支援を必要とする者に応じた相互扶助的な援助を効率的、効果的に提供する。

ウ チームリーダーの役割

チームリーダーは、支援を必要とする者及び家族とのパイプ役となり、必要に応じて、地づ協及びチーム員との調整を行う。

チームリーダーは、支援を必要とする者の状況変化に応じて、市社協へ連絡する。

チームリーダーは、定期的に地づ協へケアネット活動報告を行う。

エ 地づ協の役割

地づ協は、個別ケースへの相談対応を行うとともに、市社協や専門機関等と解決に向けて連携する。

地づ協は、6か月毎に市社協へケアネット活動報告を行う。

II 活動調整連絡会開催事業

ケアネット研修会や福祉視察研修会の開催、広報誌の発行などにより、福祉意識の醸成や地区内の合意形成、構成員・団体との情報交換、行政等に対する提言など福祉課題についての連絡調整を図る。

### Ⅲ ケアネット活動調査事業

マップの作成やアンケート調査などの方法により、支援が必要な世帯や福祉ニーズ、社会資源の把握を行う。

### Ⅳ ケアネット活動ケース検討会等関係会議

チーム定例会議やケース会議などを開催し、対象者の情報共有や支援方法を検討する。

## 4 助成金申請

助成金の交付を受けようとする地づ協は、次に掲げる書類を4月15日までに市社協に提出する。

書 類	様 式
事業計画書	様式第3号-1-2
構成員名簿	
概算払請求書	

## 5 助成金報告

助成を受けた地づ協は、次に掲げる書類を翌年度の4月15日までに市社協に提出する。

書 類	様 式
事業実績書	様式第6号-1-2
構成員名簿	
記録写真、広報紙等	

## 附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成19年4月1日より施行する。
2. この要綱は、平成20年4月1日より施行する。
3. この要綱は、平成24年4月1日より施行する。
4. この要綱は、令和2年4月1日より施行する。
5. この要綱は、令和4年4月1日より施行する。
6. この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

(別表1) 地域総合福祉推進事業(ケアネット事業) 助成対象経費

- ・ケアネットチーム立ち上げのための費用
- ・ケアネットチーム員が活動(要支援者に対する個別支援)に取り組むための費用
- ・ケアネットチーム員及び関係者による連絡会、会議、研修に要する費用
- ・ケアネット活動を広報啓発するための費用

区 分	例 示
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会講師謝礼</li> <li>・ケアネットチーム員や活動協力者(団体)への活動費 ※ガソリン代や電話代、コピー代等活動にかかる実費相当として</li> </ul>
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会講師旅費</li> <li>・ケアネットチーム員の研修会等出席旅費</li> </ul>
消耗器具備品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務消耗品費</li> <li>・活動に要する消耗品費 ※訪問のきっかけづくりのための配布用粗品代(食べ物は対象外)、チーム員へ支給する活動品代等</li> <li>・活動に要する備品 ※単価2万円以上10万円未満のもの</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議、研修資料コピー代</li> </ul>
水道光熱費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費負担金</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵券代 ※対象者へ送る年賀状や残暑見舞いのはがきも可</li> <li>・電話代</li> </ul>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等のお茶、茶菓子代</li> <li>・午前午後にあたる研修講師の弁当代 ※参加者の弁当は対象外</li> </ul>
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアネット活動を広報するための広報誌代</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込手数料</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動保険料、行事用保険料</li> </ul>
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会場、会議室使用料</li> <li>・福祉視察用バス借上げ料</li> </ul>
車輛費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車、除雪機燃料代</li> </ul>

《すべての区分に共通する事項》

ふれあい型活動(サロンや三世代交流等)にかかる経費は対象外

(別表2) 地域総合福祉推進事業(ケアネット事業) 助成金基準額

基準額	助成金 (申請額)	内 訳		
		県1/3	市1/2	地区1/6
30万円	25万円	10万円	15万円	5万円
24万円	20万円	8万円	12万円	4万円
18万円	15万円	6万円	9万円	3万円
12万円	10万円	4万円	6万円	2万円
6万円	5万円	2万円	3万円	1万円